

平成 2 1 年第 1 回更別村議会臨時会会議録

平成21年1月21日

平成 21 年第 1 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 笠原 幸宏

書記 吉本 正美

書記 佐藤ちはる

議 長	議 事 ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 1 回更別村議会臨時会を開会いたします。 (10 時 00 分)
議 村 長	村長より招集の挨拶があります。 村 長 本日ここに、平成 21 年第 1 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。 また 2009 年の新しい年を、それぞれご壮健にてお迎えになられたことを心からお慶びを申し上げる次第でございます。 しかしながら、政局も経済も雇用も極めて厳しい状況にあり、国、道の緊急対策と連動し、次々と短期間において、急いで対応をしなければならぬところでございます。 組織一丸となって安心して暮らせる村づくりに鋭意努めてまいります。 今臨時会におきましては、職員の給与に関する条例の一部改正をはじめ、条例の改正案件 4 件と一般会計補正予算についてご審議を願うものでございます。 よろしくお願い申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。
議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。 (10 時 02 分)
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 7 番本多さん、1 番赤津さんを指名いたします

議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。 堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 1 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 1 月 21 日、午前 9 時 00 分から議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
議	長	なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第 3、会期決定の件を議題とします。 おはかりいたします。 本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、会期は 1 日間と決定しました。 日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。
議	長	日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第 6、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行います。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第 7、議案第 1 号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に

村 長

関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

議案第 1 号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件、更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

理由といたしまして、更別村職員の勤務時間等について、国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

平成 20 年度の人事院勧告に基づいて、国等の職員の勤務時間について 1 週間あたり 40 時間を 38 時間 45 分に、1 日につき 8 時間を 7 時間 45 分に改正となるために、更別村職員の勤務時間につきましても同様とするため、今般、改正するものでございます。

次のページが改正条例の本文でございますが、資料を提出しておりますので、これに基づいて説明をさせていただきます。

資料の 1 ページをお開き願いたいと存じます。

議案第 1 号の資料でございまして、新旧対照表を載せてございます。

第 2 条、1 週間の勤務時間でございますが、先程申し上げましたとおり、1 週間あたり 40 時間を 1 週間あたり 38 時間 45 分とするものでございます。第 3 項関係でございますが、この規程は再任用短時間勤務職員に係る規定でございますが、これにつきましては、中程に 1 週間あたり 16 時間から 32 時間とありますものを 1 週間あたり 15 時間 30 分から 31 時間と改正するものでございます。第 4 項関係では、この規程は再任用短時間勤務職員に係る規定でございますが、これにつきましては、任期付短時間勤務職員の規定をしてございますが、これにつきましては、1 週間あたり 32 時間となっておりますものを 1 週間あたり 31 時間に改めるものでございます。

続いて第 3 条の第 2 項、1 日につき 8 時間とございますのを 1 日につき 7 時間 45 分に改めるということでありまして、それぞれ以下、8 時間を 7 時間 45 分に改めるものでございます。

次のページをお願い申し上げます。

第 6 条関係、第 2 項でございますが、これにつきましても 8 時間以下を 7 時間 45 分以下に改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

続いて、3 ページには規則の改正を載せてございます。

この規則の改正内容でございますが、勤務時間を規定してございまして、第 2 条第 1 項中、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分を午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分、終わりの時間を 15 分短縮するという内容でございます。以下、それぞれ今回の改正に基づきましての改正

		規定を載せてございますので、それぞれご参照を賜りたいと存じます。
議	長	以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 1 号 更別村職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 8、議案第 2 号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 2 号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、更別村職員の育児勤務時間等について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、その施行及び国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。 今般の改正にあたりましては、職員の勤務時間の改正と連動し、改正するものでございます。 この改正条例につきましても、資料を提出してございます。 資料に基づいてご説明をさせていただきます。 6 ページをお願い申し上げます。 6 ページに、更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を載せてございます。 11 条の第 1 項第 1 号中でございますが、1 週間あたりの勤務時間が 20 時間、24 時間又は 25 時間、このような規定になってございますけれども、今回 1 週間あたりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 35 分又は 24 時間 35 分に改めるものでございます。 続いて第 2 号関係でございしますが、1 週間あたりの勤務時間が 20 時間、24 時間又は 25 時間となっておりますものを、1 週間あたりの勤

		務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 35 分又は 24 時間 35 分に改めるということでございます。 附則でございますが、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行するものであります。 以上、説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 2 号 更別村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 9、議案第 3 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 3 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしましては、更別村職員の給与について、国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。 本件に関しましても、職員の勤務時間の改正と連動し、関連条文の改正をするものでございます。 これにつきましても、資料を提出してございます。 資料の 7 ページをご覧くださいと存じます。 7 ページ、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の新旧対照表を載せてございますが、時間外勤務に関する条文でございます。第 10 条第 3 項中でございますが、8 時間となっておりますのを 7 時間 45 分に改めるものでございます。ここの規定につきましては、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の時間外勤務に関する取扱いとなっております。 附則といたしまして、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行するものであります。

議	長	以上、提案説明といたします。よろしくお願い申し上げます。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 3 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 10、議案第 4 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 4 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 理由といたしまして、更別村職員の給与について、財政状況を鑑み、行財政改革の一環として行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額を改正するため、この条例を制定しようとするものでございます。 次のページが改正条例の本文でございますが、これにつきましても、資料を提出してございます。 資料の 8 ページをご覧くださいと存じます。 新旧対照表でございますが、附則の第 6 項と第 7 項で給与条例の適用に関する特例措置を設けてございますが、平成 19 年 7 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間におきまして、7 号にありますように 100 分の 2.5 を減ずる措置を講じているところでございます。 今般、職員の協力、組合と合意の上に特例措置を平成 22 年 3 月 31 日まで 1 年間延長させていただいて、減ずる額につきましては、100 分の 3 と致したいということでございます。 これによりまして、正規の支給額と比較いたしまして関連手当を含めて総額 7,333 千円減となるものでございますが、今後の財政運営に生かしてまいりたいと思っているところでございます。 以上、提案説明とさせていただきます。

議	長	よろしくお願いします。 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 （ありませんの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 （原案賛成の声あり）
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 4 号 更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 11、議案第 5 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 8 号）の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
村	長	村 長 議案第 5 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 8 号）平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 8 号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,763 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,613,451 千円とするものでございます。以下、お目通しを願うものでございます。 まず歳出の内容についてご説明をさせていただきます。 7 ページをお願い申し上げます。 款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、130 千円を追加するものでございます。11 需用費といたしまして、130 千円追加となつてございます。これにつきましては、上更別福祉館の誘導灯の消耗品及びストーブの修繕費にかかる追加となつてございます。 次に款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 5 保健推進費、152 千円を追加するものでございます。これにつきましては、妊婦一般健康審査助成金として 152 千円を追加するものでございます。今、国会にて第 2 次補正予算審議中でございますが、生活支援緊急対策といたしまして安全に子供を産める環境づくり、これまで 5 回の妊産婦検診を公費無料としてまいったところでございますが、この補正の中に 14 回分の検診料無料化対策が盛り込まれてございまして、この 2 月 1 日から実施するということになってございます。今般、対象者等に早く通知をして、これらの対策を講じてまいりたいと思いますので、今回この分につきましては、早く予算化をはかるものでございます。

次に款 7 商工費、項 1 商工費、次のページにまいりまして、目 2 商工業振興費 256 千円を追加するものであります。19 の負担金補助及び交付金として 256 千円の追加、これにつきましては、更別村中小企業近代化資金利子補給助成といたしまして、追加として 260 千円、更別村中小企業者事業資金利子補給助成につきましては、実績により 4 千円の減額となるものでございます。

続きまして款 10 教育費、項 7 教育諸費、目 2 学芸奨励費 1,225 千円を追加するものであります。これにつきましては、19 の負担金補助及び交付金として 1,225 千円の追加、これにつきましては、教育行政報告の中にございますが、全国中学校スピードスケート大会、長野県に派遣する経費の助成でございます。

次に歳入の説明をさせていただきます。

歳入 6 ページをご覧くださいと存じます。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、1,763 千円を追加するものであります。

国の補正予算において、妊産婦検診にかかる国からの交付金等もございますが、現在のところ未確定部分がございます。今回は財政調整基金繰入によりまして、歳入歳出の調整を図るものでございます。

次に債務負担行為の補正でございます。

3 ページをご覧くださいと存じます。

第 2 表債務負担行為の補正でございます。

1 つ目、燃油・肥料・飼料等価格高騰対策緊急支援資金利子助成事業に関する債務負担行為でございます。期間といたしまして、平成 21 年度より平成 25 年度までの 5 年間、限度額におきましては 3,298 千円とするものであります。生産資材の価格高騰によりまして、農家の次年度の農畜産物を再生産する上で不足する資金として 3,000 千円を上限として J A 農業経営緊急対策資金、対象者 78 名、225,100 千円の貸付を 1.5% の利率をもって貸付を行っているところでございます。この資金につきましては、農家負担の軽減策の一環として村において 0.5% を補助していくための債務負担行為でございます。

続きまして、道営畑地帯総合整備事業、担い手支援型でございますが、更南地区に関する債務負担行為でございます。平成 21 年度より平成 25 年度までの 5 年間にわたり、道営畑地帯総合整備事業といたしまして、農業用排水施設、農道整備、暗渠等土地改良事業、計画では 1,980,000 千円の事業費をもって行われることが決定となりました。地元負担といたしましては、20% 分、369,081 千円を限度額として債務負担行為をするものでございます。

今般、直近の議会でありますことから、本臨時会において債務負担行為をさせていただくものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

7 番 本多さん

7 番本多議員

教育費の関係ですけれども、この度、スケート大会で全国大会へ行くということは大変喜ばしいことだと思うのですが、派遣助成金の件ですけれども、規定と言いますか、どういう内容でこういった金額が出されるのかお伺いしたいと思います。

議長
教育次長

教育次長

私どもの規定としましては、1人あたりの旅費としまして、宿泊費につきましては8,500円、1日の食料費ということで1,000円という単価の見積りの中で競技日程に基づき、1人の積算をしております。交通費につきましては、大会等々によります道のこういう形で行きますよということがあれば、それに乗ったような積算で今回させていただいております。ですから、交通費につきましては、独自のものになろうかと思いますが、ちなみに今回につきましては、バスの借上げがありまして1人あたり830円の往復、これは更別から帯広です。航空運賃につきましては、42,000円積算しております。長野県の貸し切りバスが7,934円というような1人あたりの単価になってございます。

あとは諸経費としまして、大会参加費だとか、公式練習料だとか、プログラムを強制的に買われるということもありまして、もろもろの中学校から申し出ています諸経費について見させていただいております。

議長
7 番本多議員

7 番 本多さん

この助成金なのですけれども、大会に参加された父兄の方が更別村はほとんどの助成が受けられて良いですねということで、他の町村においては、あまりこういった助成がないのかなと考えておりますけれども、そういった管内的な助成の仕方について資料がありましたら教えていただきたいと思います。

議長
教育長

教育長

実際、更別村は1番良い状態かと思います。社会教育分野については一部負担がある派遣助成ということ、学校教育分野につきましては全額補助ということなのですが、たまたま昨日も教育長部会でそのような話が出たのですが、10割助成をしておりますのは、更別村だけだったようでございますが、ほとんどのところが8割ないし9割、もしくは定額の負担をして、残りを町村が助成をするという形、ほぼその3種類のようにございます。ただ、私どもは通常、スポーツの練習、文化の研修も含めまして頑張りました児童生徒が中央に行きまして、経験をして帰ってくることに子どもの顔も変わりますし、自信を持って、この後の学業に勤しんでいただけるという意味も含めまして、是非、この制度は続けていきたいと思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長
4 番 堂場議員

4 番 堂場さん

今の説明の中で、宿泊費、食費等については、教育委員会が何かの規定を準じているのか、いないのか。単独で決めているのか、お伺いします。

議長
教育次長

教育次長

教育委員会の内規ということで定めた金額でございます。

先程、教育長からお話がありました社会教育の方の派遣事業につきましても同額の単価を決めてございます。以上です。

議長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第 5 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 8 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これにて、平成 21 年第 1 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10 時 40 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 1 月 21 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎